

衆議院 法務委員會 議 録 第 十 一 号

平成十一年五月十二日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 杉浦 正健君

理事 八代 英太君

理事 山本 有二君

理事 上田 勇君

小野寺五典君

加藤 卓二君

左藤 恵君

菅 義偉君

保岡 興治君

渡辺 喜美君

佐々木秀典君

漆原 良夫君

権藤 恒夫君

保坂 展人君

鯨岡 兵輔君

出席政府委員

警察庁生活安全局長

法務大臣官房長

法務省刑事局長

厚生省児童家庭局長

委員外の出席者

参議院議員 円 より子君

参議院議員 大森 礼子君

参議院議員 堂本 曉子君

参議院議員 清水 澄子君

参議院議員 吉川 春子君

参議院議員 清水嘉与子君

参議院議員 平野 貞夫君

法務委員会専門員

海老原良宗君

委員の異動
五月十二日

加藤 紘一君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

同日

小野寺五典君

吉田六左門君

河村 建夫君

本日の会議に付した案件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(参議院提出、参法第一四号)

○杉浦委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。枝野幸男君。

○枝野委員 民主党の枝野でございます。

まず、本案についての質問に先立ちまして、理事会等でも御議論をさせていただいていることと思っておりますが、私、法務委員会にこの六年間の議員生活の間ほとんど籍を置いておりますが、一貫して紳士的な場ということで先輩諸兄からも言っていたように、先般法務委員会の議事の進行に若干さまざまな混乱が出ているということ、そのことについては私の立場からも遺憾の意を最初に申し上げさせていただいて、しっかりとした対応を今後させていただきたいということを最初に申し上げておきたいというふうに思います。

さて、本案について質問に入らせていただきますが、提案者の皆様、きょうはお疲れさまでございます。提案者の皆様も御承知のとおり、ともに超党派でこの法案づくりに関わってまいりました者として、ようやく衆議院に来て審議をされるというところについては大変よかったというふうなふうに思っております。私も、去年の国会などでは議員立法の提案者として、金融の問題でしたが、参議院などに行かせていただいて答弁させていただきました。きょうの衆議院の審議に向けて、提案者になられた皆様方には大変な御苦労があるというふうに思っています。そのことについて敬意を表したいと思います。

超党派での勉強会のときもそうでありましたが、児童買春や児童ポルノ、特にこれによる被害を受けている子供たちのことを考えますと、しっかりと法律を一刻も早くつくらなければならぬという思いで私も加わらせていただいております。そのために、刑罰法規でございまして、抽象的、あいまいな法律であって、そのことによって不当ではない行為まで処罰されることになっては当然のことながらいけませんし、またそういったあいまいさがあれば、逆に、運用する警察、法務当局などの方もあるいは腰が引けたような対応になってしまつて、期待をした効果が上がらないということも考えられないわけではございませんので、具体的に、あいまいさがございませんで、刑罰の範囲というものが特定をされているんだということについて順次お尋ねをさせていただきます。

まず、出発点として、この法律の提案の理由にかかわりまして一点お尋ねをさせていただきます。

若干言葉じりをとらえるような話になるんですが、参議院の議事録を十分に読ませていただきましたところ、今回の立法の提案理由として、児童買春や児童ポルノというものが「児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになる」ということを御答弁になっておられます。

こういった風潮が悪い悪いということはもちろん別といたしまして、今回の法律は刑罰法規でありますので、内心の心理といえますか、それは対象にはなっていないというふうな理解していいと思っております。そういった内心を持っていようとも、それが現実には子供たちの権利を侵害するというような行動に出たということがこの法律で処罰をするということであるというふうなふうに思っております。

この点、確認をさせていただいて、改めて本案の提案の理由を御説明いただければというふうに思います。

○円参議院議員 枝野先生の御質問にお答えいたします。

今先生がおっしゃったように、内心の自由や、また性風俗などを規制することは本来法案の目的ではなく、あくまで具体的な虐待や搾取の行為を禁止するものと考えておりますが、本日にその御指摘のとおり、この法案は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性を考えまして、また、児童買春や児童ポルノに係る行為は、児童買春の相手方となった児童や児童ポルノに描写された児童の心身に有害な影響を与えることから、かかる行為を規制、処罰するものでございます。

ただ、児童買春や児童ポルノに係る行為を放置することは、児童買春の相手方となり、児童ポルノに描写された児童の心身に有害な影響を与えることは明白でございます。しかし、それだけでなく、まだそのような対象になっていない児童についても、健全な性的観念を持ってなくなるなど、そ

の人格の完全かつ調和のとれた発達に阻害されることにつながるのではないだろうか。そこから児童一般を守るとともに、児童を性欲の対象としてとらえることのない健全な社会を維持すること、この法案では目的としております。そこで参議院の答弁では、その趣旨を、「児童を性欲の対象としてとらえる風潮を助長することになるとともに、身体的及び精神的に未熟である児童一般の心身の成長に重大な影響を与える」と表現させていただいたものでございます。

○枝野委員 今の御答弁で趣旨は理解をさせていただくんですが、こういう理解でよろしいでしょうか。つまり、刑罰法規の部分については、まさに内心の問題ではなく、実際の侵害の行動を処罰するものだ、これは間違いない。ただ、そういったことの結果として、刑罰法規とは違った意味の部分のところで、そうした風潮を抑止するという効果もある、それも目的に入っている。ただ、あくまでも刑罰法規は行動についてのもの、ある、こういう理解でよろしいですね。

○円参議院議員 はい、枝野先生の御指摘のとおりでございます。

○枝野委員 それでは、具体的な法案の、特に刑罰の構成要件について、若干の確認を順次させていただきます。いきなりというふうにかえております。

まず、二条の二項のところに、児童買春の定義として、「対価を供与し、あるいはその供与の約束をして」ということが要件として入っております。この対価の供与に關しましてお伺いをさせていただきます。一般的に「対価」というものがどれぐらいの範囲をいうものであるのか。もちろん、要するにお金を渡して、いわゆるまさに一般的に言われるような売買春のような形態がこれに当たる。これは間違いないことだというふうに思っておりますし、当然こうしたことは、児童を相手にした場合に絶対に許されるものではないということはいくらだろ

うと思いが、例えば男女の関係の間で、

たまたま一方が相手に対して食事をこそうしたりする、というふうなことは、大人同士の関係だったら、当然一般的によくあり得ることである。それは男性が女性に食事をこそうすることもある、女性も男性に食事をこそうすることもある。で、それが、例えば十七歳の高校生同士で、マクドナルドなんかに行つて、きょうはおれがこそうするわ、というこはこで言う対価というこには入らないだろうなと思ふんですけれど、大体そんな理解でよろしいでしょうか。

○円参議院議員 児童に食事をこそうして、その後当該児童と性交に至つた場合、それが買春になるのかどうかというお尋ねのように思ひますけれども、まず、児童買春とは、先生ももちろん御承知のとおり、児童等に対価を供与し、または供与の約束をして児童と性交等をすることしておりまして、ここに言う対価とは、児童に対して、性交等をするこに対する反対給付としての経済的利益を言つております。

児童買春に当たるかどうかは、性交等をするこに對する反対給付と言へるかという点と、供与されたものが社会通念上経済的利益と言へるかという点の二点を満たす必要がございます。

御質問のようない例が児童買春に当たるかどうかについては、食事をこそうされたこによつて児童が性交等をするこを決定したか否か、また食事が経済的に見てどれぐらゐの価値があるかなどを総合的に勘案いたしまして、対価であると認められる場合に限り児童買春に当たると考えておりますので、先生がイメージされてるようなものは当たらないのではないかと思ひます。

○枝野委員 なかなかこれは、範囲を区切つて答弁いただくのは難しいというこは非常によくわかつています。今の日本では考えられないかもしれせんけれども、例えば、マクドナルドのハンバーガー程度のものではあつたとしても、貧しくて食べるものもなく困つてるような児童にハンバーガーを食べさせてあげるからと言つたら、そ

れは対価になるこもあり得るかもしれないだろうというこもあるでしょうから、一般的に答へるのはなかなか難しいこだろうというこはよくわかつています。

きょうは、実際にこの法律ができたたら運用をしていただく警察当局と法務当局においでいただいたております。こちらでもまた答弁が大変だろいうこはよくわかつておりますけれども、今のようない提案者の意図、そしてこの文言の一般的な意味から考えて、大体今のようない運用もされていくという理解をしてよろしいかどうか、お答えいただければ、警察と法務、それぞれお願いいたします。

○松尾政府委員 今なされました御答弁で結構だと思ひます。

○小林(華)政府委員 警察といたしまして、ただいまの發議者の答弁の趣旨に従ひまして、適切な運用に努めてまいりたいと考へております。

○枝野委員 ほかのこでもうちよつと突つ込まなければいけないと思ひますが、今のこは今ぐらゐでいいかなと思ひます。

似たようなこを聞いて、提案者の方が大変答へにくいのを繰り返します。難しいのはわかつて上で、恐縮ですけれども。

食事と同じような例で、要するに対価性を持たないような普通の男女関係の中でも、たまたまきょうは誕生日だから誕生日のプレゼントをした、その後たまたまホテルに行つたとかといううなケースというの一般論としてはたくさんある。大人同士ではあり得るし、それがいい悪いは別として、十七歳同士でも今の社会では十分あり得る話です。普通の対等におつき合ひをしてる男女関係で、たまたま片方は十七歳、例えば十七歳同士でもいいでしょう、それで誕生日のプレゼントを渡した、その直後にホテルに行きました、これは対価ですなというこにはならな

いだろうなというう議論をしてきました、そんな理解でよろしいですね。

○円参議院議員 十八歳以下の児童同士ではなく

て、大人が児童にプレゼントをした場合の話ですか。(枝野委員) いやいや、まさに誕生日のプレゼントだから、一般的な普通におつき合ひをして、たまたまきょうプレゼントを渡し、その直後にホテルに行きましたなという話は、お互い既に恋愛関係にあるような同士が、真摯にお互いを思ひ合つていて、そしてプレゼントをして、その後性交等に至つた場合は、私は、一般的には児童買春にはならないと存じます。

ただ、プレゼントを渡されたこによつて児童が性交等をするこを決定したか否か、また、プレゼントが経済的に見てどれぐらゐの価値があるかなどを総合的に勘案して、それが対価であると認められる場合に限り、やはり児童買春に当たるとは思ひます。

○枝野委員 難しいこをうまく答へていたいたというふうに思ふので、ありがとうござい

す。

これについても念のためお尋ねしますが、法務当局、警察当局、こういった理解でよろしいですね。

○松尾政府委員 お答えいたします。

先ほどは大変端的にお答えさせていただきましたけれども、多少申し上げますと、既存の法律を運用してある立場からいいますと、法案の文言というものの解釈が、既存のものと今御議論いただいているものとで同じ文言であれば、同じような解釈というのが自然な発想でございますが、例えば売春防止法の二条で、「売春」とは、対価を受け、又は受ける約束で、「性交等」をすることをいう。こいうこを言つております。それで、今までの判例の積み重ねでは、売春をするこに對する反対給付というのが一つの条件、それから経済的利益、これが二つ目の条件というこでございます。ですから、具体的事案に適用されるかどうかは、それらを総合的に、その二点、主に中心点が二点ですが、それに当たるかどうかの判断ということにならうかと思ひます。

そういった意味で、今發議者の方の御答弁をお

聞きしていますと、法務当局としても、御答弁の内容そのものに対しては、従来のそういう積み重ねからいまでも格別問題はございませんし、また、その御発言の趣旨を我々としても十分に尊重して運用してまいり、慎重に対処してまいり、ということだろと思ういます。

○小林(華)政府委員 御質問につきまして、先ほどの二点、性交等をするに對する反対給付という観点、それからもう一点は社会通念上経済的利益と言ふかどうかという、この二点を判断して私どもは適用してまいりたいと思ひます。

その場合には、社会通念上、やはり常識に従った判断というものが極めて重要だと思ひておりますので、そういった線に基づきまして適切な運用をしてまいりたいと思ひます。

○枝野委員 大変結構な御答弁をいただいたというふうに思ひます。

さて、それでもう一つは、「供与の約束」の「約束」に係るところなんです、この「約束」というのはどの程度のものであるのか。具体的に、つまり性交等を行つたら幾ら払いますよとかという約束、これがこれに当たるというのはいくつかある話なんです、よくある話なんだろと思ひます。が、例えば、いずれ旅行にでも連れていってあげようか、例えば、いずれ旅行にでも連れていってあげようかという話を言つて、それがほかのところを取捨するのために、それなら性交等に應じようかという話になったような場合、この程度のあいまいな約束というのは、これは「約束」に当たるのかどうかということをお尋ねしたいと思ひます。

○円參議院議員 今おっしゃったような、例えばいずれ旅行に連れていこうというふうなあいまいな約束につきましては、やはり具体的な事実に応じて、先ほど刑事局長などもおっしゃっていますけれども、また警察もおっしゃっています、それが社会通念上経済的利益に係るものと言ふかどうか、そもそもその約束があつたものと言ふかどうかといった、やはりそういった観点を踏まえて、個別に判断されるべきものではないでし

うか。

○枝野委員 それからもう一つ、「対価を供与し、又はその供与の約束をして、性交等をする」ということが要件になっておりますが、こういった対価を供与したり供与の約束なしに性交等が行われ、その後になつて例えば児童の側がお金ちょうだいというような話があつた場合、これはこの法律に該当するかどうかということをお答えいただきたいと思います。

○円參議院議員 今、それが該当するかどうかというところでございますが、児童買春の成立要件の一つである対価の供与、対価の供与の約束といふのは、性交等がなされる前に存在することが必要でございます。したがって、性交等をする前に対価の供与がなく、対価の供与の約束もなかつた場合には、性交等の後に対価が供与され、またはその約束がされた場合でも、児童買春には当たらないものと考えております。

○枝野委員 今の点は、法務省、警察、よろしいでしょうか。

○松尾政府委員 既存の法律であります売春防止法の二条におきましては、「売春」とは、対価を受け、又は受ける約束で、「性交等」をいふ。こうなつております。同じような規定があるわけでございますが、その解釈は、今発議者の御答弁になつたのと同じでございます。

○小林(華)政府委員 行為がなされる前に存することが必要である、このように考えて、運用してまいりたいと思ひます。

○枝野委員 それから、対価の先ほどの二つの要件の経済的なところと絡むんだと思ひます。すけれども、東南アジアの児童買春のような例です。国内で、大人が児童に対して性的虐待をするというケースとしてむしろ想定しやす

いのは、一つは、例えば就職活動なんかのときに、今就職先が特にないので、性交に應じれば雇つてあげますよとかいうような話があつた場合、あるいは、本人に限らず親も失業している

子供ごとくうまくいったことをさせれば親を雇つてやるよとか、あるいは学業成績、例えば学校の先生が高校の生徒に対して、性交等に應じれば優遇をつけてあげますよとか、そういったことはこの対価となるのかどうか、これをお答えいただけますでしょうか。

○円參議院議員 お答えいたします。

おっしゃるとおり、さまざまそういったお金ではない、就職させてやるよとか、親が失業して大変だねということを利用する人もあるかもしれせん。そういった雇用の約束または親の雇用が対価に当たるかどうかは、具体的な事実関係のもとで、これらが性交等をするに對する反対給付と認められるかどうかと、また社会通念上それらが経済的利益と認められるかどうかという判断にかかつていると思ひます。学業成績の付与とそれ自体は、経済的利益とは認めがたいもので、対価には当たらないと思ひます。

○枝野委員 勉強会などの議論の中でもありましたが、明確にして絞るということも片方で大事ですけれども、実際に子供たちを傷つけるようなことについて何とかきちんと入れ込まなきゃならないという観点もまた大事で、そういった意味では、学業成績の付与は、この要件では法律上は入らない、だけれども、現実にはこういったことが教育の現場などで行われたりすれば、許されることではないというのはお金に対価だった場合以上かもしれないというふうなこともあると思ひます。

そういった意味では、これからお互いに、こういったところについてはどうやらとめることができるのかということについて、きちんと検討していかなきゃならないということをお申し上げておきたいと思ひます。

それでは次に、この児童買春の性交等の中には「性交若しくは性交類似行為をし」という言葉が入っております。この性交類似行為が勉強会でも学業成績に上がったわけでありまして、これが法律の中に書いてある場合と、一般的に法律を全

く知らない人が性交類似行為と聞いた場合とでは、多分イメージも違ふのではないだろうか。私も、一応弁護士ではありませんけれども、売春防止法とか余り知りませんでしたので、性交類似行為と今回の議論の中で初めて聞いて、あれと思ひまして、なるほどなども一方では思つたのですけれども、ちょっとこの解釈について確認をさせていただきたいと思ひます。

例えば、我々のような普通の服を着ていて普通にキスをしましたというような話とか、あるいは普通に服を着ている状態で抱擁をするとか、アメリカなんかでは道端でもするような抱擁をしましたというふうな話は性交類似行為には入らないというふうな考えがありますが、よろしいでしょうか。

○円參議院議員 今枝野先生がおっしゃったようなケースは、私も性交類似行為には入らないと思つております。

ただ、性交類似行為とは、御案内のように、実質的に見て性交と同視し得る態様における性的な行為を申し上げております。何が性交類似行為に該当するかにつきましては、あくまでも具体的事案に即して判断されるべき事柄であります。今申しましたように、先生のような行為は性交類似行為には当たらないと存じます。

○枝野委員 もしかすると次の要件、「自己の性的好奇心を満たす目的で、接触をしようとするところにも絡むのかもしれないけれども、着衣の上から例えば乳首等に触れる。触れてはいないのだけれども、着衣の上です。さういふものというものは性交類似行為などの「性交等」の中に入るので

でしょうか、入らないのでしょうか。

○円參議院議員 衣服も、着ている衣服の種類とか材質とか厚さによつて違ひますし、またこれはいろいろ勉強会で、下着のような服はどうなのかとか問題になつたところでもございますけれども、また、触れるとおっしゃいましたけれども、さわる行為の態様によつて違ひてくるかと思ひます。また、さわる対象部位等の具体的事情もやは

り勘案しなければいけませんので、そういった事情を踏まえつつ、具体的事案について個別に判断される事柄であると思います。

○枝野委員 それから、これも勉強会などいろいろと議論のあったところでありますが、自己の面前で、児童に他者、第三者と性交等をさせる行為、あるいは自己の面前で、自分は接触はしない児童に自慰行為などをさせる行為、こうした行為はこの性交類似行為あるいは性交等の中に含まれるのでありましょうか。

○円参議院議員 今のお尋ねでいきますと、児童と性交等をする者が対価を供与した者と意思を通じているような場合には、対価を供与した者が児童買春の共犯となる場合もあり得ると考えております。しかし、そのような状況でない場合には、児童と性交等をしたものとは評価できませんので、児童買春には当たらないものと思います。

児童等に対価を供与して児童に自慰をさせる行為につきましても、それが性交類似行為に該当する程度に至っていない限り児童買春に当たらないものと考えております。

○枝野委員 ここまでの性交類似行為の解釈のところ、法務省、警察庁、運用主体として、大体よろしいでしょうか。

○松尾政府委員 既存の法律でも、児童福祉法の三十四条には「児童に淫行をさせる行為」の「淫行」という文言がございますが、これは、解釈としては、性交のみならず性交類似行為も含まれるというのが最高裁の判例で確定しているところでございます。

性交類似行為の概念につきましても、児童の心身に与える有害性が認められ、実質的に見て性交と同視し得る程度の行為などと今までの判例の累積では定義されているところでございますので、その内容は発議者の御答弁の内容とはほぼ同じだと考えてよろしいかと思えます。

また、対価を供与した者と淫行した者とが異なる場合のものでございますが、例えば強姦罪等でありまして、実際に姦淫をした者とそれをさせ

た者が一体となって強姦をしたとみなされるケースについては、例えば女性の共犯であっても強姦罪の正犯が成立するということも判例で認められているところでございますので、淫行をさせる、あるいはその相手となるということの解釈においても同じように考えられるのではないかと。参考までに申し上げます。

○小林参議院議員 性交類似行為につきましても、実質的に見て性交と同視し得る状態における性的行為をいうということの発議者の御説明がございました。また、これにつきましては、法務省の刑事局長から答弁がございましたように、判例、裁判例の積み重ねがございまして、そういった判断に従って、私どもは適切に運用してまいりたいと思っております。

○枝野委員 ありがとうございます。それから、この点について一点だけ、確認的な話なんです。趣旨としては問題ないんだらうと思うのですが、ちょっと文字にしましたら趣旨が伝わりにくかったりしている部分がありますので、参議院の議事録を見ますと、千葉景子議員からの質問に対して円議員がお答えになってるところで、性交類似行為の具体例、例えばということとでございまして、これは異性間の性交とその態様を同じくする状況下における、途中を省略しますが、「同性愛行為などという、」という御答弁をされているのですが、その「性交とその態様を同じくする状況下における、」と「同性愛」というものの間がいろいろ入っているの、多分つながっている御趣旨だということに思いますが、紙だけで見ますとつながっていないのかつながっていないのかがちょっとわからぬものですから、念のため確認させていただきます。

○円参議院議員 おっしゃるとおり、つながっているものなんです。もう一度、その性交類似行為の定義につきましても参議院の質疑で答弁いたしましたところを再度説明させていただきますと、性交類似行為とは、実質的に見て性交と同視し得る状態における性的な行為をいいます。例えば、異性間の性交とその態様を同じくする状況下における、あるいは性交を模して行われる手淫、口淫行為、同性愛行為などでございます。

ここで、おっしゃるとおり、「異性間の性交とその態様を同じくする状況下における、あるいは性交を模して行われる」という部分は「同性愛行為」にもかかるものでございまして、したがって、同性愛行為につきましても、異性間の性交とその態様を同じくする状況下における、あるいは性交を模して行われるものが性交類似行為に当たるというふうになっております。

参議院の質疑ではあるいはそのことが適切に表現されなかったかもしれませんが、結論としては今御説明したとおりでございまして、枝野先生の理解と同じと思っております。

○枝野委員 ありがとうございます。それでは次に、児童ポルノの方の定義のところについてお尋ねをさせていただきますというふうな思いです。

「児童ポルノ」とは、「ということ、写真、ビデオテープその他の物」というまず一つの限定がございまして、このことと、従来の自社で衆議院に出されておりました案では、「絵」という文言が入っておりまして、今回「絵」という文言を外しました。そういったことと、「その他の物」に絵が入るのか入らないかということになるわけですが、すけれども、含まれる絵と含まれない絵があるというふうな理解をしておりますが、どういったものが含まれて、どういったものが含まれないのかということについてお答えいただければと思います。

○大森参議院議員 自社案の方では例示のところに「絵」がございましたけれども、今回明記してございせん。これは一つに、コミックとかそういうものが入るのか、こういう問題もあったものですが、例示から外してあります。それで、枝野委員おっしゃるとおり、絵につきましても、「その他の物」に含まれ、児童ポルノに該当するこ

ともあり得ると考えております。この法案では、児童ポルノとは、児童の一定の「姿態を視覚により認識することができする方法により描写したもの」とされておりますが、ここに言う児童とは、十八歳未満の児童をいうこととなります。したがって、絵につきましても、実在する児童の姿態、これを描写したものであると認められない限り、児童ポルノには該当しないこととなります。こう考えております。

○枝野委員 ありがとうございます。さてそこで、ちょっと悩ましいのは、実在の児童を描いたのだけれども、実際に裸にしてそれを描いたということではなくて、顔だけ実在の子供、例えば芸能人などのような有名な顔であれば、顔だけは実在の子供の顔を描写した。だけれども、裸の部分についてはこれは全く想像してかきました。こういった実在の児童を想像して描いた絵というのは、これはどちらに入るものでありましようか。

○大森参議院議員 その場合に、人物、児童という人間は実在しているけれども、その姿態が、架空ですね、これが実在しない場合、想像してかいたものになりますので、実在する児童の姿態とは言えず、児童ポルノには該当しないと考えております。

○枝野委員 このあたりのところは表現の自由と絡みますので、やはり明確さが要る。今のようものを本来は規制の対象にすべきかどうかということはまた別に問題があつて、うまく規制できるのだたらずべきというのもあるかもしれませんけれども、この法律の解釈として、対応としては今のようなかでやるべきだろうかというふうな思いです。そうしか解釈できないだろうかというふうな私も思っています。

今の特に後の話など、法務省それから警察庁、同じような理解でよろしいでしょうか。

○松尾政府委員 ただいまの発議者の御答弁の趣旨を尊重して運用していくべきものと思っております。

○小林(警)政府委員 警察におきましても、ただいまの法務省さんと同じように、発議者の説明の趣旨を体して適切に運用してまいりたいと思ひます。

○枝野委員 それから、これは多分衣服の一部をつけないというところにも絡んでくるのか、なというふうに思うのですけれども、これも先ほどの対価とか性交類似行為とかと一緒で、具体的な個々案件を明確に全部特定しないと、一件一件違つていけば違つた部分はあると思うのですけれども、まさにいわゆる常識の範囲の問題として、いわゆる通常の、普通の、としまえんのブルの着たりでみんなが着ているような水着を着ているようなものは、児童ポルノには一般的には当たらないと考へていいのだらうというふうに思うのです、よろしいでしょうか。

○大森参議院議員 としまえんのブルの水着ですか。(枝野委員)などで着ているようなと(呼ぶ)ならないと思ひます。

○枝野委員 ここからあたりが若干悩ましい範囲のところだというふうに思うのですけれども、これまた、もちろんそれが映されているシチュエーションにもよるのだらうと思うのですけれども、いわゆる通常の着姿、例えばドラマなんかで、着がえのシーンで、背中とところでちょっと下着部分、肩のところが映っていると、かといふことはあり得るのだらうというふうに思ひます、あるいは逆に、非常に低年齢の子供たちの例えはおふろのコマーシャルなどで、下着姿でパンツ一枚になつてというふうな話というのは今でも実際に流れていたりすると思うのですけれども、こういった通常のシチュエーションにおける通常の着姿というふうなケースというのはポルノに当たらないというふうに考へてよろしいのでしょうか。

○大森参議院議員 このような問題にお答えするのは非常に困難なのですが、通常の下着、通常のシチュエーションというのは、多分枝野委員と私の頭の中で描いているものが異なるかもしれせん。そういったことで、こういう事案につきまし

ては、具体的な口頭で言われたことについて、その場合はということとはなかなか言いにくいものがございます。

○枝野委員 こういう判断につきましては、あるものが児童ポルノに当たるか否かについては、あくまで個別具体的な事例に基づきまして、この法案の要件に該当するか否か総合的に判断されるべきものでありまして、最終的には裁判所の認定によることになりまして、したがって、確定的にお答えすることは困難であるということをご理解いただきたいと思います。

それから、通常のおふろのシーンといひますと、これは衣服はつけていない子供になると思ひますけれども、三号ポルノにつきましては、その要件といたしまして「性欲を興奮させ又は刺激する」というような要件がついておられます。子供がおふろに入っている姿を見て通常、一般人は性欲を興奮させ、刺激するところから至らないと思ひますので、そういうところから当たらない場合が多いのではないかと、ううふうにお答えできると思ひます。

○枝野委員 それから、これが、もちろん今のようなお答えになるのをわかつた上でお尋ねをしておりますので、例えば実在の子供をモデルにした絵だとか、あるいは芸術、何が芸術かといふのは、芸術じゃない作品をつくつていらつしやる方でも御自分では芸術とおっしゃるわけなので、これも主観的なものが入るのですが、まさに一般的に、美術館などに描かれていて、例えばヨーロッパの方の教会なんかの壁画みたいなところを見れば、例えば子供の裸の姿とかいふものの絵があります。あれが実在の子供を描いたものかどうかわかりませんが、あいつたような芸術作品のようなものは、やはり今のお話の「性欲を興奮させ」などの解釈のところで問題ないということになるケースも多々あるのではないかなというふうに思うのですが、そういった理解でよろしいのでしょうか。

○大森参議院議員 今枝野委員、教会の壁画などは、裸の絵とおっしゃつたのでしょうか。それはまず、実在する児童かどうかということも問題になつてくると思ひます。

それから、芸術作品ですとか、あるいは芸術作品とかに出てくる場面についてどう判断するかというところについても、例えば芸術作品が何か、どうかということも非常に難しいのではないと思ひます。したがって、この法律の関係につきましては、あくまで当該描写に係る児童の姿態が第二

条第三項の第三号の要件を、もちろん二号もあるかもしれませんが、この要件を満たすものであるか否かによつて、同号に言う児童ポルノに該当するか否かが判断されることになりまして、

○枝野委員 では、ちょっと逆のところから聞いていきましよう。

この三号のところ、「衣服の全部又は一部を着けない児童」という文言がありまして、これはもしかすると誤解があつてはいけないなというふうな私には勉強会の中からもずっと申し上げておつたのですが、衣服の「一部を着けない」という日本語を普通に理解しますと、例えば上着を着ていて、上着をばつと脱いだらタンクトップ姿とかいふのも、一部を脱いでいるわけですから、「一部を着けない」ということに日本語としてはなるわけですから、これは児童ポルノでないだらうというふうに思うのですが、まさにこの「一部を着けない」ということの意味、つまり、何か着ているものを一枚脱ぎますよということではなくて、うう趣旨でいいのだらうと思ひますが、よろしいうございませうか。

○大森参議院議員 枝野委員のおっしゃるところでよろしいと思ひます。

要するに、「着けない」といふのは、衣服の全部または一部をつけていないという状態をいうものでありまして、行為をいうものではないと思ひますので、今の枝野委員の御理解でよろしいと思ひます。

○枝野委員 今の点は大事なところなので、法務

省さん、それから警察庁さん、よろしくうございませう。

○松尾政府委員 これまでも、例えば刑法にはわいせつ物の頒布等を処罰する規定がございます。その場合に、わいせつ物と芸術性との問題とか、さまざまな観点から議論をされてきたところでございまして、今回の児童ポルノにつきましても、今委員お尋ねのような、例えば芸術性とポルノ性との両立はあり得るのかとか、そういうような議論だらうと思ひますが、考え方といたしまして、従来、判例等で累積されている、積み重なっている判断というものは、今発議者の御答弁をいただいた内容に沿つものだらうというふうに私は理解しております。

○枝野委員 その前段の方ではなくて、一番最後の、「一部を着けない」が一部を脱いだものという意味ではないというところの方をお答えいただきたいのです。

○松尾政府委員 法案の条文を拝見しますと「着けない」という文言になつておりますので、その解釈としては、今発議者が御答弁された内容というふうにも私も考へております。

○小林(警)政府委員 第二条第三項第三号に書いてございまして文言のとおり、状態というふうにも私も理解しております。これは発議者の答弁されたとおりだと思ひます。そのとおり運用してまいりたいと思ひます。

○枝野委員 これはどういう聞き方をした方がいいのかと迷ひながらお尋ねしますが、この衣服の「一部を着けない」というところについての参議院の大森先生の御答弁の中で、「具体的な例として、全裸または半裸の児童に扇情的なポーズをとらせさせた姿態」というお答えをしておられます。この「全裸または半裸の」半裸というところの意味が、これまた人によって受けとめ方が全然違ふ可能性もあるなというところもありますので、念のためにお尋ねしておきたいのです。

私の理解では、この全裸または半裸というのは勉強会の中でも何度か出てまいりまして、そのと

きに多分警察庁からお配りになられたのかと思ひますけれども、全裸または半裸という言葉は公的なところで使っており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈基準というものが私のところにも配られておりまして、この中に「衣服を脱いだ人の姿態」とは、全裸又は半裸等社会通念上公衆の面前で人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいう。というふうなことで、全裸または半裸という言葉が出てくる。まあ大体こんなものだというのをその勉強会の中でお聞きをしたというふうな記憶が残っております。

この全裸または半裸というのが出てくるのは、ストリップ劇場等の規制のところについて、全裸または半裸、ストリップはだめですと。そうすると、ストリップで規制をされているようなものはだめですよということであるならば、「半裸」の意味として理解をしやすいというふうな思っているのですが、こんな理解でよろしいでしょうか。

○大森参議院議員 私が使った言葉だったわけですね。
「半裸」という言葉につきましては、法律及び政令では用いられていないものと承知しておりますが、法務委員会の答弁では、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」というので具体的な例を挙げる際に、「全裸または半裸」という形で用いたものであります。

それで、この用語につきましては、今枝野先生がおっしゃったように、いわゆる風俗法の第二条第六項第三号「衣服を脱いだ人の姿態」という言葉について、警察庁の解釈基準で「全裸又は半裸等社会通念上、人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいう。」とされていることもありまして、これを念頭に置いて答弁したものでございます。

○枝野委員 今の風俗法との関係、特に警察庁さん、よろしいですね。

○小林参議院議員 議員指摘の解釈基準におきまして、「衣服を脱いだ人の姿態」とは、「という

ことで、定義とかその内容を説明した部分がございます。そこでは、「全裸又は半裸等社会通念上公衆の面前で人が着用しているべき衣服を脱いだ人の姿態をいう。」というふうなことで書いてございまして、先ほど参議院の説明したとおりである、このように私も理解しております。

○枝野委員 ありがとうございます。そういうことで運用していただければ、変な拡大とか間違った運用ということはないかなというふうな理解をしたいと思ひます。

それから、先ほどここで出てきていますが、「性欲を興奮させ又は刺激する」というのが要件になつていて、これはまた「この性欲を興奮させ又は刺激する」ということについての判断者はだれであるのか、あるいは、だれの性欲を興奮させ刺激するということであるのか、これについてお答えをいただければと思ひます。

○大森参議院議員 「性欲を興奮させ又は刺激する」という構成要件につきましては、だれの性欲をといて御質問でございますけれども、通常、構成要件に規定してありますことは、一般常人というものを基準としております。

最終的にそれをだれが判断するのかということになりますと、犯罪構成要件に該当するか否かの最終的な判断は、刑事事件におきましては裁判所がすることになります。

○枝野委員 それで、一般人の性欲を刺激するかどうかということになりますと、逆に言えば、ごく一部の人のみしか性的な刺激を受けないというケースについてはここには含まれないという理解でよろしいでしょうか。

○大森参議院議員 今申し上げましたように、構成要件該当性の判断というのは一般人を基準といふたします。で、一般常人より特に性的に過敏に反応する方とかを御想定なさっているのかと思ひますが、今申し上げたように一般人を基準にいたしますので、枝野委員がおっしゃったような場合は、児童ポルノには当たらないことになると思ひます。

○枝野委員 それで、先ほど途中でちよつと切りかえてしまったのですけれども、先ほどおふろのコーナーシャルみたいな例を申し上げましたが、一般的に言えば、これも、人によって子供も成長程度が違いますし、シチュエーション、映し方によって全部違ふとは思ひますが、普通に、三歳とか四歳の子供たちが例えば裸で水遊びをしている、それがニュースの映像とかで流れたりする、とありますね、いよいよ暑くなりましたというニュース。それから、温泉地で普通に温泉に、おふろに入っている子供、それも少なくとも二歳とか三歳の子供。

これは、何歳からかということをご議論しようと思つと、これはまさにケース・バイ・ケースなのでそういうことは申しませんが、そういうケースみたいなところは、これは一般人の性欲を刺激するとは普通には言えないということで大體解釈されるだろうという理解でよろしいでしょうか。

○大森参議院議員 そのように理解していいと思ひます。

ただ、低年齢、三歳とかとおっしゃったのでしようか、その裸であれば絶対該当しないかというところは必ずしも言えません。性的に未熟な女の子、女児の陰部等を描写したものと認める写真についても刑法上のわいせつ図画に当たるとした判例がございます。

そういうことから、常に否定されるわけではないと思ひますが、今おっしゃったような事例につきましては、それが通常一般人から見ると「性欲を興奮させ又は刺激するもの」と言えるかどうかという、この基準によって判断していただければ妥協な結論が出ると思ひます。

○枝野委員 この部分ではこれが最後ののですが、このケースというのは非常に難しいなと思ひているので、ここでもちろん議論するあれではないです、議事録に少しこういったところに問題意識を持ったんだと残しておく趣旨であえてお尋ねするのです。

これは多分、興奮、刺激というのはどの程度要るのかということにかかわるのだと思ひます。例えば、十五、六歳の男の子のアイドルなんかのケースというのは想定したいのですけれども、これは多分、女の子のアイドルで胸を露出したような写真とかというのはこれに当たるとは思ひますが、一般的な、普通のケースで言えば当たるとは思ひませんが、最近はやっているジャニーズJrみたいな十五、六歳の男の子のアイドルが、パンツ一枚、胸を、乳首を出して舞台の上で踊ったりしていることに對して、多分あれは、あのファンの女の子たちは、ある意味では性的な一定の刺激を受けているのではないかな。だからこそみんなキヤキヤ騒いで集まってくるのであると思ひますが、これが児童ポルノになるのかどうかというところの判断というのは、まさに刺激とか興奮の程度にもかかわるのかなと思ひますけれども、どんなふうにかえたらいのか、お答えいただければと思ひます。

○大森参議院議員 今おっしゃったようなジャニーズJrのようなアイドルの男の子の姿態についてはどうかということですが、これも、同じ答弁になります。その姿態が「性欲を興奮させ又は刺激するもの」とあるかどうかというこの判断基準によることになります。ある程度セクシーとかそれを売り物にする場合もあるかもしれませんが、それによってファンの女の子が多少性的興奮をいいますか、することは否定できないかもしれせん。

実は、児童ポルノの、「性欲を興奮させ又は刺激するもの」とは、これは、自社の案では「性的好奇心をそそる」という文言がありましたけれども、実は勉強会で枝野委員のそういう御指摘もございまして、あいまいな表現を避けてもっと明確な基準にしようということで、この法案のような表現になったものです。

○枝野委員 勉強会でいろいろな議論があったわけですが、今も繰り返して私が申し上げてお

答えにもあるとおり、もちろんケース・バイ・ケースで、ここがこうだからこうとは、全部言えるケースはあり得ないと思うのですが、若干危惧されているところがあるとすれば、今の、少なくとも、日本のいわゆる全国ネットをしているようなテレビとか、あるいは一般の書店でという言い方をしているのかどうかかわからないのですけれども、普通に売られている、普通の流通ルートに乗っているような部分というのは自己規制がある程度されていて、例えば十八歳未満は週刊何とかのグラビアなんかでも少なくとも胸を出したりとかしていませんし、テレビなんかはかなり自己規制している。

こういうところでもたまたま、温泉場であつていとか、まさにアイドルの男の子が上半身裸だったとかというようなケースは、つまり、従来普通に行われているケースはこれで処罰の対象になるというところは、一般的には、普通にはあり得ないという理解で大丈夫だろうと私自身は理解をして、それだったら、本当にそれ以外のおかしなところは処罰しなければならぬということであるべきだという結論になったわけです。これは、お答えまたやこしいと思いますので、そういう理解であるということをお話をさせていただいたということ、議事録にとどめていただくということ、でいいかなというふうにとめておこうと思います。

それから、ちょっと細かいところになります。七条で、児童ポルノの頒布等というのが処罰の対象になっております。頒布、販売、業として貸与または公然陳列。確認になります。個人的な複製というものは犯罪として処罰する対象にはなっていないという理解でよろしいでしょうか。

○大森参議院議員 七条では、児童ポルノを頒布、販売し、業として貸与し、または公然と陳列する目的のある場合を除いて、製造、所持、運搬または輸出入等は処罰されなくなっております。このような目的がない個人的な複製行為について

は、頒布等の目的での製造には該当しないというふうに考えます。目的によると思います。

○枝野委員 最後に、附則との関係をお尋ねしたいと思っております。附則の二条のところで、条例との関係、従来いわゆる淫行条例と言われているものとの関係が書いてあります。端的に申し上げれば、従来の条例におけるいわゆる淫行規定というものはこの法律ができたことによって廃止されるという理解でよろしいのでしょうか。

○堂本参議院議員 お答えいたします。

今まではほとんどの都道府県に制定されているいわゆる青少年保護条例、淫行条例とも言ってきたけれども、これは法律がなかったためにこれらの行為を地方自治体が処罰が必要だと認めた上で処罰してきたものと考えています。

これからは、法律で処罰される行為については条例で重ねて処罰することは認められないわけですから、附則の第二条に明らかにしているように、今までの淫行あるいは青少年条例というのは要らなくなってくるわけだと理解しております。ただ、この法律の制定の趣旨を踏まえて、この法律以外の行為で各地方自治体が判断して必要だと思ふようなことがあれば、またそれは別途地方自治体の判断によるものと思います。

○枝野委員 今の附則二条の解釈について、法務省さん、こういったことでよろしいでしょうか。

○松尾政府委員 今参議院の御答弁のとおりだろうと思ひます。

○枝野委員 ちょっと法律論的な話なので法務省さんにお伺いするのが一番いいと思うのですが、この附則二条に言う「この法律で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分」というのは、どこまでが入るのかというのがちょっと一般的にはよくわかりにくいところがあるのです。つまり、買春そのものはこれで一緒に重なっておりますが、例えばいわゆる淫行ということとで処罰をされていた部分というのはこちらでは淫行という言葉を使っていますね。そういった

意味では、重なるのか重ならないのかという解釈はややこしいのだらうと思うのですが、この辺についてどういうふうに解釈したらいいのか教えてください。

○松尾政府委員 具体例で申し上げますと、今回の児童買春の法案では対価の支払いあるいは約束というのが要件になっておりますが、今条例の中には無償の場合も含めてこれをその対象としているものもございます。したがって、この法案が対象としている対価を伴うものはこれで含まれるということになると思うのですが、無償の場合、これはこの対象外になっておりますので、ただいま参議院の御答弁にもありましたけれども、児童買春以外の行為の処罰につきましては、その必要性、合理性等を踏まえて各地方公共団体で判断していただく範囲の話というふうに我々は理解しております。

○枝野委員 最後に、これは御質問というよりも、ここで議論を始めると、最後まで勉強会のところでもめた案件でありますので、こういった考え方も大事にしたいだかというところで申し上げるにとどめて、議事録にとどめておくというようにした方がいいかなというふうに思っております。検討事項が附則の中に入っております。

先ほど私がこの質疑の中でも申し上げました、成績を上げるから性交に応じろとかいうケースをどうしたらいいのだらう。実際にこれを法規制しようと思ったら相当難しいというふうに直感的にも思っています。

それから、実は、今答弁をいただいた、無償の場合の淫行行為を各自治体で規制している話と、こののをどう考えたらいいのか。この手の制度というのには、この法律もそうですけれども、全国一律で国が責任を持って本来やらなければならぬものでありますし、何県だったかオーケーで、隣の県境を越えたらだめとかというところのあるケースというのは本来僕は違ふと思ひますので、そういったところも実はこれから考えていかなければ

ならない。あるいは、対象年齢のところも考えていかなければならないというように、まさにここに、法律で挙げておきますと、検討事項をしつかりつけておきまして、三年目途でしっかりと見直しをしていくことが、つくるのにかかわってきた人間の責任でもあらうかなというふうに思っております。

ただ、実は参議院の御答弁の中で、単純所持の禁止の議論というのがこの中に入っている。もちろん議論することを否定するつもりは全然ありませんけれども、余りこのことだけが強調されませんと、単純所持がいい悪いという話ではなくて、実は従来までも少なくとも単純所持については否定をされてこなかった、法律上禁止をされてこなかった。つまり、違法でなかった。違法でなく入手をしてきて所持をしている人間が世の中たくさんいるわけです。

所持していることによって新たな法益侵害が生じていないという中で、これからは新しく持つてはいけませんよ、新しく手に入れたはいけませんよというところが、この法律が通ったら施行されるとしても、それから持っていた人たちに、三年間持っていたものを全部探し出して捨てなさいということを経済として強要できるのかといえ、やはりそこはちょっと違ふのではないかと、いうようなことを今回の単純所持の議論の中で私は申し上げたつもりであります。

そういったことを考えると、三年というところが単純所持についての見直しをするのに果たしてふさわしい期間かどうかということになる。この法律がある程度行き渡って、こういったものをつくった買つたりしちやいけなさんだということ、この法律で初めてなるわけですから、ポルノについて、それが認知をされた段階であるならば、それはあり得ることは否定をしないつもりでおるのですけれども、それが三年というので余り早急にやめた場合には、まさに国家が、持っているだけで新たな法益侵害を生じないことにつ

いて、無理やり捨てなさいということの強要することになるというのはちょっと無理があるのじゃないのかなというふうな点についての危惧を最後に申し上げまして、重ねて、本当にいろいろ細かいことを聞いて、また答えにくいということも十分わかった上でお尋ねをさせていただきまして、大変御答弁に御苦勞されたということについても、おわびいたしますかお礼を申し上げます、時間が切れましたので終わらせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○杉浦委員長 次に、上田勇君。
○上田(勇)委員 公明党・改革クラブの上田勇でございます。

きょうは、参議院の先生の皆様方には御足労いただきまして、まことに御苦勞さまでございます。大変要請の強かったこの法律案が、参議院で皆様の共同提案という形で提出されまして、参議院を通過、そして衆議院の審議がきょうから開始されたということは大変すばらしいことでございまして、この間の先生方の御努力に対しまして最大限の敬意を表するものでございます。

本法律案は、平成十年五月に衆院に同じ名称の法案が提出されまして、当時の与党、自民党の共同提案という形で提出された法案と、目的、趣旨はそれを踏まえたものであるというふうに理解しておりますが、内容におきましては相当修正されている箇所もございいます。

きょうは、この点を踏まえまして、限られた時間でありまして、皆様が共同で修正をされたその理由を具体的に何点かにわたってお伺いをしたいというふうに考えているところでございます。

まず最初に、先ほどの枝野委員の質問でも触れられた箇所でございますが、法案の第二条第三項、児童ポルノの定義でございますが、これを変更した理由につきまして、特にこれは昨年の五月の日本弁護士連合会の意見書の中にも示されている点、例えば、衆法にありました「絵を削除した理由、あるいは衆法ではこういう表記になっておりました、「性的好奇心をそそる」といったものが

今回の法案では「性欲を興奮させ又は刺激する」という表記に変更になっておりますが、そうした形に定義の部分を変更された理由につきまして、御説明をいただければというふうに思います。

(委員長退席、山本(幸)委員長代理着席)
○大森参議院議員 自民党と比へまして、児童ポルノの定義については非常に大きく変わっております。

これはやはり境界事案につきましては、表現の自由をいかに規制することがあってはいけないのか、萎縮効果等も生じさせてはいけないということ、それから構成要件そのものの明確性ということから再検討をいたしました。

それで、具体的にどのような経過で自民党案を変えていったかということですが、まず、自民党案の場合には、二条三項第一号におきまして、児童ポルノの定義につきまして、「性交等に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの」、こういうふうな規定しております。これは一号です。

それで、この「性交等」という三文字について、これをどう解釈するかといいますが、自民党案二条二項、児童買春の定義のところで出てまいります「性交等」、この後に続きます「性交等」の意味についての言葉ですが、「性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、性器、肛門若しくは乳房に接触すること」という以下同じ。とありますので、この「性交等」を受けて解釈することになります。

そうなりますと、児童ポルノの定義につきまして、いろいろな児童の姿態のうち、性交または性交類似行為以外の行為につきましては、画面に描写されている行為者自身の性的好奇心を満たす目的が必要になるという非常に奇妙な形になります。そして、その目的が立証されなければ、性交等に係る児童の姿態」という構成要件を満たさないことになるのではないかと、こういう疑問点が勉強会で出されました。

ポルノかどうかを判断するにつきましては、その

の描写物から客観的に判断されるべきでありまして、該当性の判断を行為者の目的に係らせるべきではないということからも、もう一度検討を加えようということになりました。

児童ポルノにつきましては、むしろ見る側の性的な感情がどうなるかが問題ですので、その点から児童ポルノを改めて定義したのが本法案の二条三項の各号であります。

それからもう一点、先にお答えしようと思ったのですが、自民党案には「絵」がありましたけれども、「絵」を例示から除いております。これは、先ほどの枝野委員の御質問にもお答えしたのですが、コミックとか想像した漫画とか、そういうものも入るのか、こういう問題、議論がありましたので、そういうあいまいさをなくすということでも、一たん例示から外しました。その上で、実在する児童の姿態を描いた絵につきましては「その他の物に入り得る、こういう解釈をしております。

それからもとに戻りまして、児童ポルノの要件で、自民党案の二条三項二号の方では、「衣服の全部又は一部を脱いだ児童の姿態であって性的好奇心をそそるものを視覚により認識することができる方法により描写したもの」と規定してございました。言ってみれば、キーワードというものが、「性的好奇心をそそる」ということになっていくわけでありまして、これにつきましては、本当にこの文言でよいのかどうか、もっと厳格にする必要があるのではないかとこのことを議論いたしました。

そして、この「性的好奇心をそそる」という文言ですけれども、これはいわゆる風俗法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律にも類似の文言が用いられております。

例えて言いますと、二条六項五号の、これは店舗型の性風俗特殊営業を規定しましたもので、「店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業」、こういう条文の中で出てまいります。そしてこの営業につき

ましては、同法二十七条で届け出制になっておりまして、営業届け出の基準と同じ文言を果たして刑罰法令の構成要件に用いてよいのかどうか、また表現の自由との関係からより厳格にすべきではないかということ、これらのことを検討いたしました。そして、「性的好奇心をそそる」という言葉にかえて、「性欲を興奮させ又は刺激する」、こういう要件を用いました。

また、自民党案の二条三項第三号では、「専ら児童の性器又は肛門を視覚により認識することがする方法により描写したもの(専ら医学その他の学術研究の用に供するものを除く。)」という規定もございました。これについて、児童ポルノというのは、ポルノの語源がポルノグラフィイですが、何らかの形で見る側の性的な感情に影響を与えるものをとらえるべきではないか、こういう意見もございました。

このような議論を勉強会の方で重ねまして、この法案の二条三項各号に当たるもののみを児童ポルノとしたものでございます。

○上田(勇)委員 次に、法案の第十三条、記事等の掲載等の禁止の項目でございますが、これも変更されております。衆法案の中にありました「みだりにその情報を他に提供してはならない」という事項が削除されておられますが、これを修正しました理由、それからあわせて、この第十三条と少年法第六十一条に定めております少年のプライバシー保護との関係につきましても、あわせて御答弁をいただければというふうに思います。

○清水(憲)参議院議員 ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。

まず、この自民党案の第十三条は、この事件に係る児童については、「その氏名、年齢、職業、住居」容ぼうその他当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような事項を、新聞紙その他の出版物に掲載し、若しくは放送し、又はみだりにその情報を他に提供してはならない」ということで、厳格な規定になっており

ました。

そこで、この本法案では、それが一部修正をされて、事件に係る児童については、「その氏名、年齢、職業、そして就学する学校の名称」というのが入っております。そして、「住居、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない」というふうな規定に変わりました。

この法案では、ある児童が事件に係る者であることを推知することができるような記事等を構成する要素をどうするかということで、この児童の氏名等を例示しております。この点が自社案との相違点の一つであるわけです。

つまり、この例示した事項を報道いたしましたとしても、それによって特定の児童が事件に係る者であることが推知されない限りそれは許されるものである。例えば、十四歳の児童を相手方とした児童買春をした者が逮捕されたというような報道は適法であるということが一点でございます。

そして、二つ目の相違点といたしましては、自社案にありました、「又はみだりにその情報を他に提供してはならない」という部分を削りました。この点につきましては、外部への公表行為のみを問題とすればもうそれで事足りるのではないかと意見もありまして、そして少年法第六十一条の規定に合わせたものでございます。さらに、ある児童が事件に係る児童であることを推知させるような事項の例示として、就学する学校の名称を掲載してはいけないということを追加したわけでございます。

二つ目に、少年法第六十一条との関係でございますが、少年法第六十一条は、これは家庭裁判所の審判に付された二十歳未満の者及び二十歳未満のときに犯した罪により公訴を提起された者について、その者が事件の本人であることを推知することができるよう記事または写真の出版物への掲載を禁ずるものであるという、こういう規定に

なっております。

これに對しまして、この本法案に規定する児童買春等の犯罪の対象になった児童の氏名等が公表されますと、これが当該児童がだれであったかというところが広く知られることになって、さらにこの被害児童に對して二重三重の被害を与える、そういう意味からも、この十三条の記事等の掲載等の禁止の規定は、第四条から、いわゆる子供買春を含めたポルノ、人身売買等第八条までの罪に係る事件に係る児童に對しての規定でありまして、その目的とするところは、当該児童の名誉とかプライバシーの保護という意味でも、児童の権利を守るという点においては、少年法第六十一条の規定の趣旨と同様であるという認識に基づいております。

(山本(幸)委員長代理退席、委員長着席)
○上田(勇)委員 それでは次に、法案の第七條、児童ポルノ頒布等であります。これに對しては、自社案第六條と比較をいたしますと、「広告」という項目が抜けておりますが、これを除外された理由につきましてはお尋ねいたします。

○大森(孝)議員 自社案の六條一項から「広告」というものを除外してあります。これは勉強会の方でも、ここに言う「広告」というのはいかようにものなのか、映像、写真等を使うものもありまして、文字だけのものもありまして、いかなるものを前項と同様に処罰すべき広告ととらえるか、さまざまな議論がございました。

それで、「児童ポルノの頒布、販売、業としての貸与、又は公然陳列に係る広告」、これについて、意義とか適用範囲についてさまざまな角度から検討した結果、児童ポルノの頒布等に係る広告につきましては、その大半のものについて、児童ポルノの頒布等の罪、これの共犯、これは刑法の総則規定でありますけれども、この共犯として処罰し得ることから、あえてその共犯形態のものを独立した犯罪として構成する必要はないと考え、処罰規定を設けなかったものであります。

○上田(勇)委員 何点かにわたりまして質問させていただきます。

ていただきましたけれども、当初衆議院の方に提出されました法律案について、若干あいまいであった点、不都合であった点、皆様方大変勉強会等を熱心に重ねられまして、そういった点を改善されたということがよくわかりました。刑罰法規であるだけに、そうした熱心な御討論によって修正が行われたということは大変評価すべきことであります。今日に至るまで、提出者の皆さん、また関係の皆様方の御努力に對しまして敬意を表するものでございます。

多少時間が余っておりますが、私の方からの質問はこれで終わらせていただきます。

○杉浦(孝)委員長 次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

発議者の皆さん、本日に御苦労までございまして、私自身も皆さんと一緒にこの法律作成過程に携わった一人として、日本が世界のポルノの発祥地だなんて言われぬように、そしてまた、今の日本の子供たちを性的搾取から守るため、本日に立派な法律をきっちりつくるということが大事だと思っております。そんな立場から質問をさせていただきます。

しかし、この法案は、基本的には刑罰法をつくるというわけでありまして、やはり二つの側面からきちっと審議することが非常に大事だと思ひます。

第一の側面というのは、何といつても脱法行為を許さない、法律の実効性をきっちり高める、そういう側面からこの法律は大丈夫だろうかという視点と、もう一つは、逆の立場であります。捜査当局、取り締まり当局の濫用によって、被害者であるべき子供がセカンドレイプのような、逆に加害者として扱われてしまったり、十八歳未満の子供たち、男性の中学生、高校生が逆に加害者として不当な捜査を受けるようなことがあってはならぬ、その歯止めをどうきっちりつくるかという、やはりこれは相反する立場なんです。そういう二つの側面から、児童買春、児童ポルノについ

て質疑が必要だと思ひますので、基本的には賛成なんです。そんな立場から、時間の許す限り幾つか質問をしてみたいと思ひます。

最初に、児童買春の問題であります。

もう同僚委員からいろいろ聞かれておりますから、重複すること全部はしりまして、私が一番心配しているのが、この法律が成立した後、十八歳未満の子供たち同士、中学生同士、高校生同士の男女の性的交際が、果たして性交、性交類似行為、わいせつ行為として当然対償の供与というのが必要なんです。それはあり得ると思うんです。お金にしろ、利益供与にしろ、チョコレートにしろ、あると思うんです。そういう子供たち同士のような性的行動が果たしてこの法律によって児童買春としての適用を受けないという保証があるのだろうか、その問題であります。

法案の第二条の児童買春の定義、それから第四条の児童買春の基本法文、そこからだとどうもなかなか読み取ることはできないのですが、まず発議者は、その私の質問あるいは心配に對して、どうお答えになるのか。

○円(孝)議員 木島委員の御質問にお答えさせていただきます。

先生のおっしゃるとおり、子供たちを性的搾取する、性的虐待するということ行為はあってはならないことだし、また、その子供たちが犯罪者のような形で取り締まられるようなことがないようにすることがこの法律の目的でございます。

そこで私どもは、児童買春という、買春という言葉はまだ皆さんに余りなじみがないかもしれせんけれども、売春でもなく、売買春でもなく、買春と書きまして買春というように今回の法律をつくらせていただいたところでございます。

先生のおっしゃる子供たち同士の性的交際が適用除外となる保証はあるかという御質問でございますけれども、児童が真摯に交際している場合は、児童と性交等をしていても、そのことについて、反対給付を提供しているとは言いがたいことが多いと思ひます。それで、対償の供与の要件に

該当しない限り児童買春には当たらないと私どもは思っておりますが、交際の間にプレゼントを渡すとか、そういったことももちろんあるかと思ひます。それが対償の供与になるかどうか、これはそのプレゼントが経済的に見てどれくらい価値があるかなども総合的に勘案して、対償であると認められる場合に限り児童買春に当たるのかも知れませんが、多分先生の御質問の趣旨の、子供たち同士が恋愛関係にあつてという場合には児童買春に当たらないと思ひます。

○木島委員 子供たち同士、もう高校生や中学生ですと、当然性的自己決定権はありますし、恋愛感情も生まれてまいります。真摯な男女間の交際というのはあり得ることだし、現にあると思うんです。そういう場合でも利益の供与ということはありませんか。

今の御答弁ですと、対償の供与またはその供与の約束というその概念から、真摯な子供たち同士の恋愛の結果としての性的行為、性交あるいはわいせつ行為、類似行為は対象にならないと解釈できるという答弁であります。私はまだそこは大いに心配なところがあります。

なぜ私はこれを言うかといいますと、実は福岡県青少年保護育成条例事件という有名な事件がありまして、最高裁の昭和六十年十月二十三日の判決があるからであります。

ちょっと御紹介しますが、これは二十六歳の被告人の男性が十六歳の少女とホテルの客室で性交した行為が福岡県青少年保護育成条例で禁じているいわゆる淫行に該当するとした判決であります。何が争われたかというと、中心問題は刑罰法規の不明確性と広範性、非常に不明確だということと幅が広い、これが憲法三十一條の規定などに反するのではないかという上告理由が退けられた判決であります。

そこで最高裁判決は言っているんです。「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものとするべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身

の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。

最高裁判所の判決の中に、またこういう言葉もあるんですが、「淫行」を広く青少年に対する性行為一般を指すものと解するときは、中略しますが、「婚姻中の青少年又はこれに準ずる真摯な交際関係にある青少年との間で行われる性行為等、社会通念上およそ処罰の対象として考え難いものをも含むこととなつて、その解釈は広きに失することが明らかである。

要するに、そういう広い概念で淫行という言葉をとらえたら、それは憲法上問題だということも言つた上で、最高裁判決は淫行という概念について二つの面から絞りをかけたんですね。一つは、不当な手段による場合、二つ目には、男性の方でしようか、性的満足のための対象としてのみ扱う場合という二つの絞りを淫行という解釈に持ち込んで、それによつて辛うじて淫行は憲法違反にならないという判断をしたわけがあります。大変画期的で有名な判決なんです。

そういう青少年保護条例の淫行の解釈から辛うじて合意したんですが、そんな観点からこの法案を振り返つて児童買春の定義を見たときに、大丈夫だろうか。真摯な交際が真摯でない交際かを、対償の供与の概念で区別することはちょっと法的には無理なのじゃないかなというふうに私は思ふんですが、いかがでしょうか、率直に。

○大森参議院議員 これは先生、二条、児童買春の定義がこれでは不十分ではないか、青少年に不当な扱いになるのではないか、こういう御質問と理解してよろしいでしょうか。

もちろん、今先生がおっしゃつた福岡の青少年保護育成条例につきましては、先生がおっしゃつたとおり、淫行につきまして、性交または性交類似行為という限定解釈を加えた上で憲法三十一條に反しないものであります。それから、青

少年保護育成上、ほかにも青少年の性的自由を侵害するおそれがある、運用には慎重な配慮が必要であるとしていろいろな判例もございます。

こういうことも考えまして、これは売春防止法にもたしか同じような規定があると思ひますが、性的自由というものを配慮した規定だと思ひますが、この点につきまして、「適用上の注意」として、我々は第三条で、「この法律の適用に当たつては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」ということで、表現の自由の部分のみならず、やはりこういう性的自由というものを慎重に考慮しなくてはいけないということとです。

それから、この法案では、「対償を供与し」としてありますから、要するに対償によりまして、これらの行為が反対給付になることと、それによつて性交とかがなされることでありますので、通常のおつき合ひをしているような場合ですと、いろいろな、先ほど円委員が枝野委員の質問にお答えになりましたけれども、それは本当に性行為等の反対給付と言えるかどうかという、個々の判断になると思ひます。

それで、通常、ふだんおつき合ひがある場合でしたら、その反対給付として抽出できない場合もあると思ひますので、具体的な事案に即しましては、その構成要件の該当性の判断を的確にしていけば、さほど不当な結論にはならないというふうに考えております。

○木島委員 実はこの法は親告罪にしていけないんです。被害者の告発を要件にしていけないというのが強姦や強制わいせつと決定的に違つてところで、私もそれに賛成なんです。それだけに、親告なしに警察が関与できるということですから、心配はきつと法的に封じ込めておくことがやはり大事だと思ふのです。

私は、一番心配なところなので、全国のいろいろな青少年保護育成条例を調べてみましたら、たまたま当参議院に設置された衆議院の青少年問題に関する特別委員会の調査室がつくつた資料の中

の東京都青少年健全育成条例を見ましたら、やはりそれは極めて厳格な規定になっているんですね、東京都条例は。

十八歳未満の青少年の淫行について法で規制しているんですが、第十八條の二というところで、「何人も、青少年に対し、金品、職務、役務その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して性交又は性交類似行為を行つてはならない。」これは本法と同じなんです。しかし、その東京都条例の大変すばらしいと思つたのは、第三十條というところで、「この条例に違反した者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年の違反行為については、これを適用しない。」と除外しているんですね。

ですから、加害者たる男の子が十八歳以下の場合には、この東京都条例の淫行の処罰規定は除外するといふ、これを入れているんですね。神奈川県条例なんか見ましたら、これは入っていません。これは、歯どめをかけたのじゃないかと私は思ふのです。

だから、確かに、十八歳以下の子供たち同士の性交または性交類似行為の中にも、私は率直に言つてほとんどが真摯な恋愛感情から発する性交だと思ふのですが、中には、それはやはり法で規制しなければいけないような、この法律が処罰を求めているような類型の性交または性交類似行為もあるかもしれないが、できたら、十八歳未満の子供たち同士の性交、性交類似行為等だけは処罰から外してやつた方がいいのではないかなと思ひます。

私もこの法案づくりに参画した一人として、そういう発言は余りしなかつたので申しわけないのですが、東京都条例なんかにはそういう歯どめがかかっているのを考えますと、やはりそういう点を考えてもいいのじゃないかなと今思つていますが、これは率直な御意見を聞かせてください。どなたか、だれでもいいですから。

○堂本参議院議員 私も同じようなことを大変危惧しております。

私は、東京都条例、随分勉強したつもりなんです、今度の法律の中でそのところきちっと書き込まなかったことを今指摘されて、三年後の見直しとときに検討すべき事項としてぜひ考えるべきではないかと今ふうに思います。

○大森参議院議員 答弁者の間で意見が違っているじゃないかと言われると困るのですが、実は意見が合っていたのでこういう規定がなかったということもござります。

それから、今木島先生がおっしゃるのは、十八歳未満の児童の真摯な交際までも侵害したのではないかと今おっしゃるんですが、これは先ほど申しましたように、この二条の児童買春の定義、これを厳格に解釈していけば、物のやりとりによって性行為をするかどうか、こういう行為が決められることと自体を真摯でないことも示しております、この対価供与、それからその因果関係があつて性交という、この構成要件の中で、真摯な交際というものは除外されるものと考えております。

それからもう一つ、例えば十八歳未満、児童については罰則は科さないというふうな規定を設けるべきではないかというところで、これは、実は、この児童を十六歳未満とすべきか十八歳未満とすべきか、こういうこともござりました。それから、十八歳未満、例えば十七歳、十八歳に近い年齢もあります、幅があるわけですね。

そして、児童の性的搾取及び性的虐待から児童を守るということにつきましては、やはり児童自身もそういう行為をしないように学ばなくてはならないと思っております、そういう児童を性的虐待とか性的搾取の対象としないような健全な社会の建設につきましては、やはり十八歳未満の児童にも、年長の児童となりますけれども、学んでいただかなければいけないし、協力していただかねばならないというふうな考えでおります。

いすれにしても、一応これでスタートいたしまして、三年後の見直しのときに、運用上不当な結論が出るようであれば、そのときに再検討させていただきますことになると思ひます。

○木島委員 今、答弁の中から、発議者の皆さん方は一致して、やはり十八歳未満の子供同士の真摯な恋愛感情とその結果としての性交等についてはこの法は罰則を求めないという意見であるとお聞きいたしました、私も大賛成であります。そのようにこの法案が運用されることを、まず私も期待をしたいと思います。

もう時間が迫っておりますので、次に、逆の立場、児童ポルノについてお聞きしたいのです。

逆に、児童ポルノについては、やはりきちっと法律の実効性を高めていくというところがある面では大事だという点で、一点だけお聞きしますが、私、この法律が成立すると、必ず法律をくぐり抜けようとする者が出てくると思うのです。その一番の手法として、児童の写真の一部だけを切り取って、他のものとの合成写真をつくり頒布する、合成ポルノ写真だと思ふのです。

さつき、枝野委員からは、顔だけが実在する子供の写真で、下の方は絵という場合が質問されましたが、私は、下が絵じゃなくて、全部写真につくられると思うのです。本間に丸裸の子供の写真がつくられる。わいせつな姿勢の写真がつくられる。顔だけが実在する人物で、下の方は別の人物の写真で合成した。今合成技術は非常に進んでいますから、全く区別できない。それはやはり取り締まらなければいかぬと私は思うのです。

そこで聞くのですが、これは、保護法益との関係がありまして、参議院の質疑を聞いてみても、この児童ポルノ罪の保護法益は、決して刑法百七十五条のわいせつ物頒布罪の保護法益である社会的法益としての性秩序ないし健全な性的風俗ではない。刑法百七十六條の強制わいせつの保護法益である個人の性的自由、要するに個人を守る、これが保護法益だと私は思っているわけなんです、そういう関連で、この合成ポルノを児童ポルノの定義に入れるのか入れないのか。一括して立法者の御意見を伺いたいと思うのです。

○大森参議院議員 きょうの絵のところ、それ

が実在する児童の姿態であり、写真、ビデオテープに準じるものであるならば「その他の物」に入り得るといたしました。

そのときに、実在する児童の姿態でなくてはいけなわけですから、今先生がおっしゃったような疑似ポルノというのは、例えば首から上が十五歳のAという少女、ここから下が十三歳のBという少女、これを合体したものになると思ひます。そうしますと、これを全体として一個の人間の姿態と考えてみました場合に、その者は存在しない、実在しない姿態ということになりますので、それがいわゆる疑似ポルノなわけですから、この法律の予定する児童ポルノには該当いたしません。

ただ、その場合でも、その姿態というものが非常に卑わいなものであるならば、刑法上のわいせつ物ですか、わいせつ図画、これに入ることもあらうかと思ひます。

それからまた、こういう疑似ポルノで、例えば、実在する少女の顔を使って、下がいろいろな卑わいな姿態、こういうものが蔓延しますと、やはり実在する頭だけ使われる少女といひますか、これは心身に有害な影響を与えるということもあると思ひますので、こういうことについてはこれらの課題であるというふうな考えでおります。

これは、勉強会の中でも、こういう疑似ポルノをどう扱うかということが問題となつたわけですが、今回については結論に至りませんでしたので、この法案のような形にさせていただきました。

○木島委員 時間ですから終わります。また金曜日にいろいろ質問したいと思ひます。

○杉浦委員長 次に、保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。

今回の発議者の皆さんの御苦勞に大変敬意を表しながら、この法案審議に当たって、幾つかの点、やはり確かめておきたいということで、質問させていただきます。

まず、児童ポルノということが規定されているわけですが、一方で、芸術作品という概念がござります。例えば、不思議の国のアリスの作者であるルイス・キャロルという方がいらつして、写真の技術が始まつたばかりの十八六〇年代に、当時では珍しい写真術を駆使して、そのモデルであるアリス・リデルの写真をたくさん撮った。その中には、妖精に扮装させたり、あるいは裸に近い、もしくは裸の写真も撮った。実際、オックスフォードの上司で彼女の親が、これは危険だということで、交際を禁止されるということがあつたようです。そのときの写真が、ロンドンのナショナルポートレートギャラリーに現在展示をされて、芸術作品として、いわば長きにわたって評価を得ているということが事実としてあります。

これが、彼の少女愛なりプラトニックなものであるとしても、そういう嗜好によってつくり出された芸術ということが明らかになつて、こういうものが現在また写真集などによって出てくる、あるいは今後似たような形で出てくるという問題については、この法案ではどういうふうな考えておられるのでしょうか。

○大森参議院議員 児童ポルノに当たるかどうかにつきましては第二第三項各号に規定してあるとおりでございます、あとはその判断ということになると思ひます。

それで、そのような御質問の意図はわかるんですが、こんな場合にはどうなるかと言われまして、も、一概に、私もそれを個別具体的に判断しないとお答えしにくいというのがござります。

一般的な言い方をしますならば、この法案の関係では、それが芸術作品に該当するか否かという観点ではなく、これは一つに、では芸術作品の定義といつたら何かという、これを法律が何かで決めることもできませんので、そういう問題もあるわけですが、当該描写に係る児童の姿態がこの法案の要件を満たすものであるか否かによって判断されるとし、ちょっと現時点ではお答えのしよ

うがございません。

○保坂委員 恐らく、長きにわたって芸術作品という評価を受けている写真が我が国において流通した、現にしているわけですが、それを児童ポルノというふうにはなかなか解しにくいだろうとは思いますが。

もう一つ境界例としては、衣服をつけている幼児の写真であっても、例えばこれも大変有名な写真家でアラーキーと言われる荒木経惟さんが撮られている写真の中で、例えば衣服をつけていてもエロチックに見えるというような写真も現存するわけですが、これは当然該当しないということとよろしいですか。

○大森参議院議員 具体的なものがわかりませんのでまた同じことになるのですが、少なくとも三号ポルノ、衣服の全部または一部を脱いだ、これが要件となりまして、その上で性欲を興奮もしくは刺激せしめとありますので、それに該当しないようなものであれば除外されることになりますので、衣服を脱いでいないもので、それがエロチックなポルノであったとしても、そういうことになると思います。

○保坂委員 あと、刑罰というところで端的にお聞きいたしますけれども、十八歳未満の児童と恋愛をして、再三出ていた質問でありますけれども、性的関係を含めた交際をした場合に、性的行為の前であらうが後であらうが、プレゼントや金銭の供与ということがその交際の中であり得るだろうというところは、この場合でも随分出たと思うんですが、恋愛関係が破綻した後、これらの金銭や物品の供与が児童買春であるというふうに告発されるケースが想定できないだろうか。

例えば、もうちょっと突っ込んで言いますと、ある成人男性、二十代のサラリーマンでもいいですけれども、十六歳の少女と交際をしていて、対価性ということであれば、非常に無理をして、ボーナスのほとんどをつぎ込んでパソコンを買ってあげたとか、例えばフルコースの、ほとんど給料の大半を尽くしていたというようなこともある

わけですよね、実際には。しかし、その男性が新たな恋人と出会って、少女との関係は終えんに向かった。その少女の方は、非常に裏切られた、許せないというふうになったときに、私は買春された、証拠はこれです、金銭及び物品はこういうふうにもらっていますと言われた場合に、この男性の側は反証がなかなかしにくいかなということも考えるんですが、ちょっとひねった質問で済みませんが、お答えいただきたいと思えます。

○円参議院議員 大変個別具体的なケースだと思えますが、先ほどもお答えしましたように、児童と真摯に交際している場合は、その児童と性交等をしていても、またその後になってもそのことに反して反対給付を提供しているとは言いがたいことが多いと思えますので、対価の供与の要件に該当しない限りは児童買春には当たらないと思えます。

○保坂委員 ここは大事なところなので、いろいろ現場現場の事件によっては、やはり告発者がいて、そして証拠があつて、告発された者が、被疑者が否定をしても、証拠があつた場合かなり難しいのかと思えますが、刑事局長にもちょっと……では、その前にどうぞ。

○大森参議院議員 告発されること自体は、その人のやることですのでとめることはできない、災難に遭うということもあるのかなと思えます。しかし、証拠があつてと先生おっしゃるんですけれども、証拠というのは何かもらったものですか、物理的証拠もありますけれども、しかし、これは両者の供述もちゃんととりまします、事情聴取したとします、適正な取り調べが行われるならば事実と間違つたようなことが認定されることはないと思えます。

○松尾政府委員 今の御答弁のとおりで、格別つけ加えることはないわけですが、問題は、真摯な恋愛関係にあるかどうかという事実認定の問題でございます。それは具体的な事案において、はまさに証拠によるということになります。この法案、いずれ成立いたしましたら、その運用を預かる者として申し上げるならば、やはり具体的な事案に即しまして総合的にそういうものを判断する。そうした際にも、ただいまの発議者の御答弁あるいは法文それからこれまでの国会における御議論全般といたしまして、そういったものの趣旨にのっとりまして適切に対応していきたいと考えているところでございます。

○保坂委員 済みません、難しい質問を最初にいたしましたけれども、私自身はこの法案に大賛成で、とりわけ東南アジア、例えばタイでありますとかフィリピンなどというところで児童買春がアツなるものが実際上日本人の男性によって行われていて、またその拠点たるホテルなども、実はNGOの仕事などで行きますと、隣で話している話など聞かれないという経験もございまして、世界じゅうに、しかも日本発の、あるいは日本人業者による児童ポルノがはんらんしているこの国際的な責任を、この法案がどのようにその要請にこたえているのかという点についてお願いいたします。

○円参議院議員 お答えいたします。今保坂議員がおっしゃったとおり、今回の法案をつくるきっかけになりましたのは、国内の児童の性的搾取や性的虐待だけではなく、本邦に東南アジアに対して我が国の成人が性的搾取及び性的虐待を続けていることに各国から大きな非難があらわれたことや、また、世界に出国してあります児童ポルノの八〇％は日本製であるとも言われております。そういったところからぜひとも国内外の児童を性的搾取や性的虐待から守らなければいけない、そういったことからこの法案ができました。

それで、この法案は、児童買春及び児童ポルノに係る行為を犯罪とし、日本国民の国外犯も処罰することを入れまして非親告罪としているわけでございます。したがって、外国において児童買春等をした日本国民は、被害者からの告訴がなくても処罰することができるようになります。国外犯につきましても、もちろん国際協力が大変重要で

ございます。例えば、国民の国外犯等に関する捜査共助、逃亡犯罪人の引き渡しの実施及びこれらに関連する情報交換を推進することが考えられまして、今後大いにこういったことをやってまいりたいと思っております。

○保坂委員 次に、セカンドレイプという言葉もありまして、性的な被害に遭った女性が、そのことを明らかにすることによってさらに深刻な侮辱を受ける、あるいは取り調べ等においても残念ながらそういった事例もないわけではない、捜査官によって問われることがということがあります。もちろん、この点は十分議論されて提出されていると思うんですが、この買春及びポルノの被害に遭った子供が逆に傷つけられる、生涯修復できないような傷を受けるということについて、いろいろ考えられていると思うんです。そこについて伺いたいです。

特にこの十三条の、記事化することあるいはマスメディアによって流布されることを抑えている部分がありますけれども、神戸の少年事件の写真誌報道等々、やった者が、罰則がないので、努力規定なのでということで、少年法の場合にもそれが事実上出た放しの状態で、ここに罰則をやはり設けるべきではないかというふうに強く思うんですが、その点も含めてお願いしたいと思えます。

○吉川(書)参議院議員 お答えいたします。十二条についてまず私の方から御答弁いたします。確かに先生がおっしゃられますように、児童買春とかポルノ自体が、非常に児童の心が傷を受ける犯罪でございますが、そしてその尊厳が踏みにじられるわけですが、同時に、さらにその捜査、公判の過程で、今おっしゃったようなセカンドレイプというようなことがないように、これは十分に注意しなければならぬということで、第十二条が一項、二項と設けられております。

第一項では、この法律に規定する罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者に対して、「その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性

に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。」ということを決めております。同時に第二項では、国及び地方公共団体に、これらの者に対して、「児童の人權、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努める」、この義務を課した規定です。

事件の捜査及び公判に職務上関係ある者、特に警察官などと思ひますけれども、捜査や公判において関係者の名誉や尊厳を害しないように注意を払うということは当然のことですけれども、同時に、児童については特別に、まだ成長過程にあつて、精神的に未熟である上に、その人權を自分から守る能力も限界がありますから、特にこれらの点について配慮をすべきだ、このように考えております。

それで、勉強会の場合でもいろいろな意見が出たこととすけれども、例えば、捜査に当たっては、子供の信頼すべきカウンセラーとか弁護士と同席とか、被害女児の事情聴取は女性捜査員が行うとか、こういうことは今警察でも非常に努力をしておられるということが報告されましたけれども、そういう問題についても一層力を尽くしていく必要があると思ひます。また、訓練及び啓発を行うということについては、例えば子どもの権利条約について捜査に当たる人たちに徹底するとか、それから、この法案が成立した後にはこの法律の趣旨を徹底するとか、第二項において、そういう訓練も行う義務を規定している、このように考えております。

○清水(遼)参議院議員 今二つのことをおっしゃったんですが、一つの、警察等においての取り扱ひのところは今説明されました。そして、新聞やいろいろな出版物への記事の問題は、これは今度この法律が施行されれば禁止されるわけですから、ここで改めて罰則をというふうには今考えておりません。もしそれが必要であれば、三年後の見直しまでに検討をしたらいいのではないかと思います。

○保坂委員 私自身は、せっかく禁止するんなら、処罰もないとなかなか難しいのかなという気はいたしておりますので、指摘をして、また考えていきたいと思ひます。

次に、これは時間的に最後になりますが、十五条、十六条で、先ほどの答弁にもつながるんですが、被害に遭つた児童のケアあるいはリハビリ等について規定されています。これは、例えばこの国会、衆参両院の有志の皆さんでチャイルドラインを推進していこうという議員連盟もできていますけれども、子供自身が匿名で被害を訴えるというようなシステム、これは法によってつくるものではありませんが、社会的な基盤形成ということでもありそうですけれども、このあたりのこと、十五条、十六条関係のケア、リハビリについて、及び子供がみずから被害を訴え出るシステムなどについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○清水(遼)参議院議員 児童買春、児童ポルノ等の問題に取り組むに当たっては、単に処罰だけでは十分ではないと思ひます。やはりこれはあくまでも子供の人權を保護する、子供の受けた被害をどう回復させていくかということが重要な課題であると思ひます。

そこで、今の御質問のところは、子供が買春における性交等の相手方となつたり、それから児童ポルノにその姿態を描写されるということは、非常に児童の心身に有害な影響を与えるものでありまして、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長していくことができるような、そういう保護のための各種の措置を講じていかなければならないということがここで規定をされているわけでございます。

そこで、第十五条では、相談、指導、一時保護、施設への入所等を、関係行政機関等が相互に連携を図りつつ適切に講ずると規定しておりますし、第十六条では、専門的な知識に基づく保護を適切に行うことができるように、それらに關係する

人々の資質の向上等をここで明記しております。そしてさらに、児童の保護を行う民間の団体との連携協力体制の整備なども、これから必要な体制整備に努めていかなきゃいけないというふうになつておるわけでございます。

それらの具体的なものといたしましては、まだこの問題に取りかかるのが初めてでございますから、児童買春、児童ポルノ等の性的搾取、性的虐待の実態や、その児童に与える影響、それから被害児童のケア、リハビリの手法なども今後さらに調査研究をしていかなきゃならないと思ひますし、相談等につきましても、そのケア、リハビリを専門的に行える体制の構築等、それらについても、既存の児童相談所やいろいろなこれまでにある施設または行政機関等を、ちゃんと整合性を持って、その裏の、プログラムの開発とか専門的な人材の育成、その他関係する職員に対する教育訓練というのは非常に急務になつていけるだろう。

そして同時に、被害児童の保護を、公的機関だけではなくて、NGO等の皆さんたちも努力しているわけですから、そういう人たちと一緒に被害児童の保護のための重要な役割を担っていくような、支援的なそういうものを今後つくっていくべきではないかということを想定しておるわけでございます。

以上です。

○保坂委員 本法案は、子どもの権利条約、児童の権利条約批准後大変大事な、しかもストックホルムにおける会議の指摘をじかに受けて、本当にスピーディーに、また時間をかけて濃密に検討されてきた関係議員の御努力に改めて敬意を表しつつ、私の質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○杉浦委員長 次回は、来る十四日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十九分散会

平成十一年五月二十日印刷

平成十一年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局